

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

令和 6 年能登半島地震の教訓等を踏まえ、地域経済活性化支援機構による被災事業者支援についての措置を講じ、災害対策の強化を図る。

改正内容

地域経済活性化支援機構（REVIC）による被災事業者支援

1）REVICの目的の明確化

- 「大規模な災害を受けた地域の経済の再建」を目的の 1 つとして明記。

2）支援基準の強化

- 現行）支援基準において、被災地域支援について特別な定めはされていない
- 主務大臣は、被災地域の事業者に対する支援の実施に必要な事項を定める。

3）業務の期限の延長

- 現行）支援決定：2026（令和 8 ）年 3 月末
業務完了：2031（令和13）年 3 月末
- 15年間延長（能登地域を復興まで切れ目なく支援）。

4）解散時の残余財産の取扱い

- 現行）出資額の損失は政府・民間で案分
- 災害支援に積極貢献できるよう、まずは政府出資が損失を吸収（残余財産は民間→政府の順に分配）。

REVICについて

- REVICは、事業再生支援・ファンド運営等に関する高度な専門性を活用して、地域企業の再生・まちづくり等を支援する政府・民間共同出資の時限組織。
- 平成28年熊本地震・平成30年 7 月豪雨（西日本豪雨）・令和元年東日本台風等の際にも復興ファンドの運営を担い、2024（令和 6 ）年には「能登半島地震復興支援ファンド」（存続期限：最長2042（令和24）年 5 月）設立に参画。

